

第4次千早赤阪村地域福祉計画 第4期千早赤阪村地域福祉活動計画

概要版



令和5年3月

千早赤阪村

社会福祉法人 千早赤阪村社会福祉協議会

地域福祉計画とは…

すべての住民一人ひとりの生活様式を大切にしながら、高齢、障がい、その他のさまざまな事情から福祉サービスを必要とするようになって、これまでの家族、友人、知人とのつながりを大切に、文化やスポーツ、芸術、趣味などの社会的な活動に参加していくことで、誰もが自分らしく、誇りをもって、地域の一員として安心していきいきと暮らすことができる福祉のまちづくりの実現が「地域福祉」です。

そのためには、

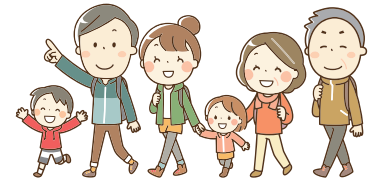
住民自身による「**自助**」、

地域住民がお互いに助け合う「**互助**」、

介護保険制度や社会保障制度等の制度化された相互扶助である「**共助**」、

自助・互助・共助では対応できないことに行政や社会福祉協議会などが取り組む「**公助**」、

住民と行政がそれぞれの特長を生かしながら「**協働**」することが重要となります。



千早赤阪村地域福祉計画・千早赤阪村地域福祉活動計画

本計画は、個別の保健福祉計画を内包する総合的・包括的な計画として位置付け、地域福祉に関わる取り組みの実施状況や社会経済情勢、住民のニーズなどを踏まえつつ、地域福祉推進のための基盤や仕組みをつくる「地域福祉計画」と、それを実行するための、地域住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、さらなる地域福祉の推進を目指して策定するものです。

また、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく地方再犯防止推進計画、及び成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく市町村計画を盛り込んでいます。



計画の期間

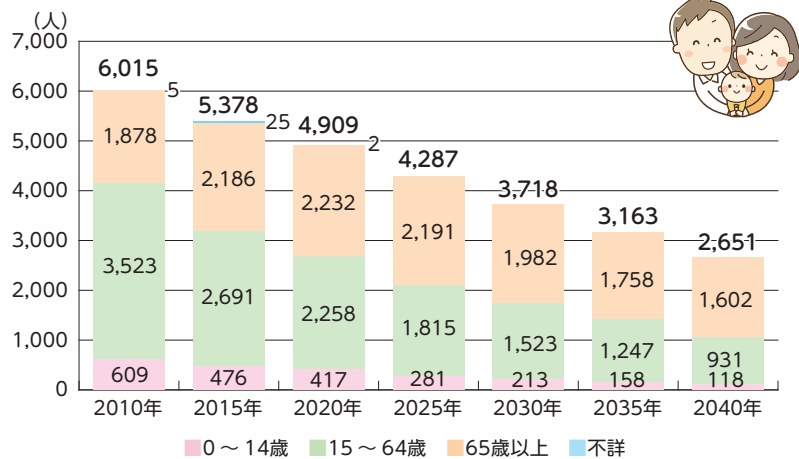
本計画は、令和5年度（2023年度）を初年度として令和9年度（2027年度）までの5年間を計画期間とします。



地域福祉を取り巻く現状と課題

① 人口の推移

本村の人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2040年には2,651人と推計されています。年齢3区分別にみると、65歳以上の高齢者人口が、2025年には約半数、2040年には約6割を占めると推計されています。



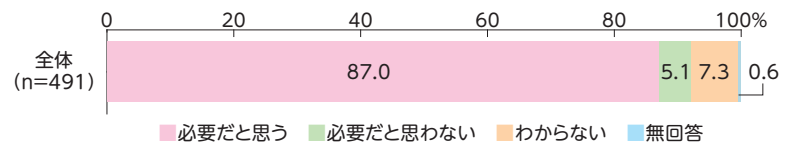
② 住民アンケート調査 結果からみる状況

(令和3年11月実施)

住民同士の自主的なつながりづくりについては、「必要だと思う」が9割近くを占めています。

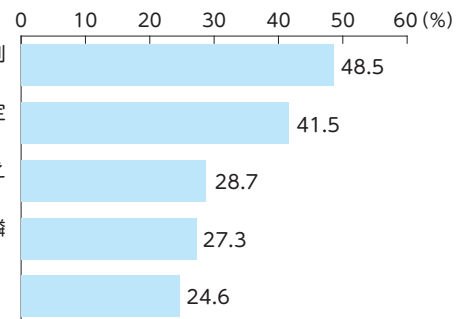
誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくためには、相談体制やサービスの充実、見守り体制づくりへの支援、情報提供などが求められています。

▼住民同士の自主的なつながりづくりの必要性



▼誰もが住み慣れた地域で安心して生活していくために必要なこと(上位5項目)

1か所で何でも相談や手続きができる体制を整備し容易に行えるようにする
 社会保障制度(年金・医療・介護)の安定を図る
 支援を必要とする人の多様なニーズに応えるような豊富な種類のサービスを用意する
 地域住民同士による見守り体制づくり(隣近所との結びつきの強化)
 福祉や保健に関する情報提供を充実させる



③ 住民懇談会からみる千早赤阪村の状況

(令和4年9月実施)

住民懇談会では、10年後の千早赤阪村の姿について、下記のような意見が挙がりました。

- 自分のできることで助け合えることができるまち
- 子育てがしやすい、子どもや子育て家庭が住みやすいまち
- 高齢者が健康で長生きできるまち
- 年齢に関係なく、これまで以上に人とのつながりを楽しむまち
- 高齢者や障がいのある人の見守りができているまち
- 村にあるものを大切に、魅力のあるまち



この計画がめざすもの

子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、地域の中で困っている人がいれば互いに支えあうことができる地域共生社会の実現に向けて、思いやりにあふれた地域づくりを進めます。



基本目標 1

地域のつながりづくり（人づくり）

① 福祉のこころを育む力

《目指すすがた》

性別や年齢などに関係なく、大きな声であいさつや声かけを積極的に行うむら

村や社会福祉協議会の取り組み	住民一人ひとりの地域での取り組み
①地域福祉意識の向上と啓発 ②人権学習の機会と場づくり ③教育機関における地域福祉教育の推進	●お互いを思いやり、尊重し合うことを心がけましょう ●福祉活動に積極的に参加しましょう ●福祉や人権について学び、理解を深めましょう

② 地域活動・ボランティア活動の活発化

《目指すすがた》

自分ができることからボランティア活動をはじめ、
活動することの大切さや楽しさ、喜びを積極的にPRするむら



村や社会福祉協議会の取り組み	住民一人ひとりの地域での取り組み
①地域福祉団体活動の活性化 ②ボランティア活動の活性化 ③地域活動を推進する人材の育成と確保	●地域活動やボランティア活動に関心を持ち、できる範囲で参加しましょう ●地域活動やボランティア活動をしている団体との交流を図りましょう

③ 地域福祉のセーフティネットづくり(重層的支援体制整備)

《目指すすがた》

地域のニーズについて機会を捉えてみんなで話し合い、
地域における生活課題を認識しているむら



村や社会福祉協議会の取り組み	住民一人ひとりの地域での取り組み
①セーフティネットの構築 ②効果的な組織運営の推進 ③地域包括ケアシステムの構築と整備 ④セーフティネットワークの推進 (重層的支援体制の整備)	●見守り、声かけ活動やサロン活動などに積極的に参加しましょう ●自分が住む地域で住民同士での相互扶助(互いに助け合うこと)を心がけましょう



④ 支えあい・ふれあい活動の推進

《目指すすがた》

地域のひとり暮らし高齢者や障がいのある人などの
「ちょっとしたこと・変化」に気付くむら



村や社会福祉協議会の取り組み	住民一人ひとりの地域での取り組み
①交流の場の確保 ②住民の相互交流の促進 ③協働と連携による事業活動の実施	●サロン活動に積極的に参加しましょう ●幅広い年代層がふれあう世代間交流の場に積極的に参加しましょう

⑤ 地域福祉の拠点となる社会福祉協議会の充実

《目指すすがた》

行政や社会福祉協議会と協働して、地域独自の取り組みが進んでいるむら

村や社会福祉協議会の取り組み	住民一人ひとりの地域での取り組み
①各種懇談会、協議会等の開催支援 ②効果的な組織運営の推進 ③財政基盤の確立 ④教育・研修の充実	●福祉について関心を持ち、福祉に関する懇談会等に積極的に参加しましょう ●高齢者のつどいや団体イベントの開催に関して協力し合い、近隣の方と誘い合って参加しましょう

基本目標2

安全・安心の環境づくり

① 総合的な情報提供体制の確立

《目指すすがた》

さまざまな手段で、分かりやすく情報が提供されるむら



村や社会福祉協議会の取り組み	住民一人ひとりの地域での取り組み
①広報紙、ホームページなどによる情報提供体制の充実	●さまざまなイベントや広報紙、ホームページなどを利用して情報を収集し、必要な情報を手に入れましょう

② 総合的な相談支援体制の確立

《目指すすがた》

問題を家族や個人だけで抱えこまず、積極的に相談できるむら

村や社会福祉協議会の取り組み	住民一人ひとりの地域での取り組み
①総合的な相談体制の充実 ②相談員の充実と資質の向上 ③問題解決に向けた支援体制の充実	●困ったときはひとりで悩まずに、相談しやすい人に相談しましょう ●支援が必要な人を地域の中で見守り、必要に応じて関係機関へ連絡・相談をしましょう

③ みんなでつくる暮らしやすいむらづくり

《目指すすがた》

「心のユニバーサルデザイン」を実践するむら



村や社会福祉協議会の取り組み	住民一人ひとりの地域での取り組み
①暮らしやすい地域づくり ②アクセス向上とバリアフリー化	●日頃から隣近所で声をかけあえる関係を築きましょう ●住民同士でお互いに思いやりを持ちましょう

④ 防犯・防災対策の推進による安全・安心のむらづくり

《目指すすがた》

「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持って、地域の自主防災活動や防災訓練に積極的に参加するむら



村や社会福祉協議会の取り組み	住民一人ひとりの地域での取り組み
①地域ぐるみの連携による防犯体制の推進 ②地域ぐるみの連携による防災体制の推進 ③緊急時の支援体制の整備と緊急時対応ネットワークづくり	●犯罪被害に遭わないよう、見守りを意識しましょう ●防災の意識を持ち、防災訓練や自主防災組織に積極的に参加しましょう ●地域の避難場所を確認し、家族での待ち合わせ場所や連絡方法などを話し合っておきましょう

⑤ 権利擁護の推進（成年後見制度利用促進基本計画）

《目指すすがた》

声かけ、見守り活動により、援護が必要な人の異変を早期に発見できるむら

村や社会福祉協議会の取り組み	住民一人ひとりの地域での取り組み
①権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築に向けた体制整備 ②成年後見制度の利用促進 ③日常生活自立支援事業の充実 ④虐待の早期発見・早期解決	●相手の人権を尊重しましょう ●隣近所や地域の認知症の高齢者や障がいの方に、声かけを行い、地域で孤立することを防ぎましょう ●近所で虐待の疑いがある場合は、すぐに関係機関に連絡しましょう

基本目標3

福祉を支える力の推進（仕組みづくり）

① 福祉サービスの充実と提供体制の構築

《目指すすがた》

住民のニーズに合った適切なサービスが提供されるむら

村や社会福祉協議会の取り組み	住民一人ひとりの地域での取り組み
① 充実した福祉サービスの提供 ② 福祉サービスの質の向上 ③ 福祉サービス相談体制の充実	● 福祉サービスについて積極的に情報収集をして、必要に応じて活用しましょう ● 村やサービス事業者に対して、サービスについての要望や意見を伝えましょう

② 福祉を担う人づくり

《目指すすがた》

住民がそれぞれの専門性を活かして積極的に活動しているむら



村や社会福祉協議会の取り組み	住民一人ひとりの地域での取り組み
① 民生委員児童委員との連携 ② コミュニティソーシャルワーカーによる地域福祉基盤の確立 ③ 地域福祉活動に関わる人材の増強	● 地区担当の民生委員児童委員を知っておきましょう ● 困ったことがあれば、コミュニティソーシャルワーカーに相談してみましょう ● 各種講座等を修了した後は、得た知識等を活動に活かしましょう

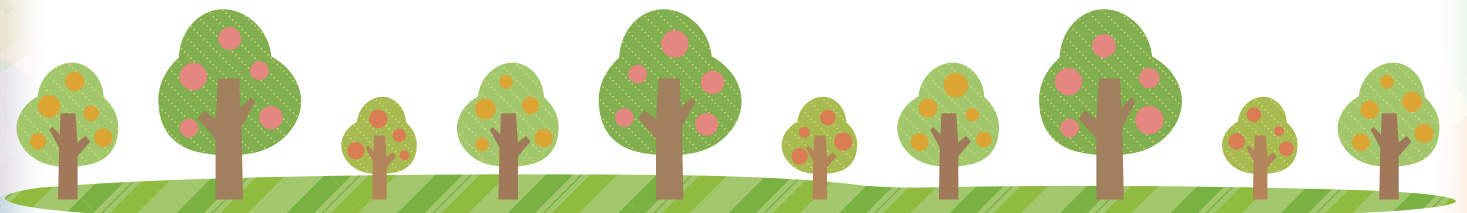
③ 非行や犯罪をした人の立ち直りに向けた支援（再犯防止推進計画）

《目指すすがた》

地域住民の理解と協力により、だれも地域社会で孤立させないまち



村や社会福祉協議会の取り組み	住民一人ひとりの地域での取り組み
① 非行や犯罪をした人の立ち直りに向けた支援 ② 犯罪や非行を起こしにくい地域づくりの推進	● 地域での見守り活動などを通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、つながりのある地域をつくりましょう ● 生活上の小さな困りごとを助ける活動を心がけましょう



計画の推進に向けて

① 住民・地域、事業者、社会福祉協議会、行政の協働による計画の推進

地域福祉は、千早赤阪村で生活を営む住民一人ひとりが中心となって進めていくものであり、住民・地域、事業者、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、地域福祉の向上に向けて協働して取り組むことが必要です。

住民・地域

- 日常における何気ない心配りはもちろんのこと、自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加したりするなど、思いやりあふれる行動者になることが求められています。

事業者

- 福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、事業内容やサービス内容の情報提供、他機関等との連携に取り組むことが求められています。

社会福祉協議会

- 円滑な福祉活動、福祉サービスの提供が行えるよう、社会福祉協議会の機能を強化していきます。

行政

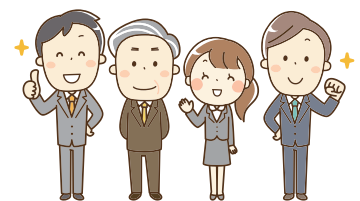
- 公的な福祉サービスと住民やボランティア・NPO等の自発的な福祉活動を結びつけ、調整するなどの中心的な存在としての役割があります。連携を図りながら、個性豊かな地域づくりの支援を行っていきます。

② 地域福祉の推進体制

保健・医療・福祉等の課題に、迅速かつ効果的に対応するため、担当課だけでなく、福祉関係機関や福祉施設との連携、関係課による連絡調整や、互いに協力し合う体制を整備するとともに、各種会議や研修会等を通じて福祉のネットワークを充実していきます。

③ 計画の進行管理・評価

本計画を総合的に推進していくため、利用者の立場に立った福祉サービスなどの適切な評価が行えるよう、住民参加の視点から意識調査や地域福祉活動関係者との意見交換会などを適宜行い、地域福祉活動に関する住民の意識や活動実態の把握に努めます。



編集・発行

■ 千早赤阪村 健康福祉部 福祉課

〒585-0041 千早赤阪村大字水分180番地
TEL:0721-26-7269 / FAX:0721-70-2021

■ 社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会

〒585-0042 千早赤阪村大字二河原辺8番地の1
TEL:0721-72-0294 / FAX:0721-70-2037